

令和5年度スポーツコミッション Shizuoka 情報発信業務委託
企画提案募集要項

1 業務内容等

(1) 業務目的

「スポーツコミッション Shizuoka」の取組を対外的に発信するとともに、本県における大会・合宿の開催に向け、大会・合宿主催者及び市町等をサポートするため、ポータルとなるウェブサイトを構築、運営する。

(2) 業務名

令和5年度スポーツコミッション Shizuoka 情報発信業務委託

(3) 業務内容

別添「企画提案説明書」のとおりとするが、提案を選定した後、県と契約予定者の間で協議し、業務仕様書を決定するものとする。

(4) 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

(5) 契約限度額

5,660,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(6) 担当部局及び書類提出先等

書類の提出先及び質疑先等は次のとおりとする。

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁別館20階
静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツコミッション担当室
電話番号：054-221-3697 FAX：054-221-2980
E-mail：sports-commission@pref.shizuoka.lg.jp

2 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 以下の競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
 - ・静岡県情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格における、「システム開発業務」又は「システム運用・管理業務」の業務種目
- (3) 以下に該当しないこと。
 - ・静岡県情報システム開発等の業務の委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者
- (4) 静岡県内に本社、支社、支店又は営業所等の活動拠点を有する者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 最近1年間に国税又は地方税を滞納している者でないこと。
- (7) 下記に該当する者でないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)

第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 企画提案の手続き

(1) スケジュール

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ア 企画提案説明書等の公表 | 令和5年5月30日（火） |
| イ 実施内容等に関する質問書の提出期限 | 令和5年6月9日（金）午後5時まで |
| ウ 質問に対する回答 | 令和5年6月15日（木） |
| エ 参加表明書の提出期限 | 令和5年6月9日（金）午後5時まで |
| オ 企画提案書等の提出期限 | 令和5年6月19日（月）午後5時まで |
| カ 審査対象者選定の通知 | 令和5年6月21日（水）まで |
| キ プレゼンテーション及びヒアリング | 令和5年6月26日（月） |
| ク 審査結果の通知 | 令和5年6月27日（火）予定 |

(2) 参加表明書の提出

本企画提案に参加を希望する者は、別表1の提出資料を郵送又は持参により上記1(6)へ提出することとし、郵送の場合は、封筒等の表面に「令和5年度スポーツコミッション Shizuoka 情報発信業務委託 参加表明書」と朱書きで明記すること。

(3) 実施内容等に関する質問及び回答

- ア 本募集要項等に関して質問がある場合は、書面（様式自由）により上記1(6)の電子メールへ令和5年6月9日（金）午後5時までに提出すること。あわせて、その旨を電話で連絡すること。
- イ 上記アの書面には、担当窓口の部署、担当者名、電話及び電子メール等を併記すること。
- ウ 質問に対する回答は、質問書を受理した日から5日以内に質問者に対して電子メールにより行うほか、上記1(6)で令和5年6月16日（金）まで閲覧するほか、静岡県スポーツコミッション担当室ホームページに掲載する。

(4) 企画提案書等の提出

- ア 別表2の提出資料を郵送又は持参により上記1(6)へ提出することとし、郵送の場合は、封筒等の表面に「令和5年度スポーツコミッション Shizuoka 情報発信業務委託 企画提案書」と朱書きで明記すること。
- イ 本募集要項において記載された事項以外の内容を含む企画提案書等については、その部分を無効とする。

ウ 書類の作成に用いる言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとし、文字サイズは原則 11 ポイント以上とする。

エ 提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合や、記載漏れ、不整合等がある場合は、企画提案書等を無効とすることがある。

(5) 審査対象者の選定

ア 企画提案書等を提出した者が 5 者を越えた場合は、企画提案書等の一部を評価し、審査対象者として評価点の高い者から 5 者を選定することがある。ただし、合計点が 5 番目に高い者が複数存在した場合は、見積額の低い者を優先して選定する。

イ 審査対象者に選定された者に対しては、選定された旨を電子メールにより、令和 5 年 6 月 21 日（水）までに通知する。あわせて、選定通知書を郵送する。

ウ 選定されなかった者（以下、「非選定者」と言う。）に対しては、選定されなかった旨とその理由を電子メールにより、令和 5 年 6 月 21 日（水）までに通知する。あわせて、非選定通知書を郵送する。

エ 非選定者は、選定されなかった理由について説明を求めることができる。

オ 上記エの説明を求める場合には、令和 5 年 6 月 22 日（木）午後 5 時までに、書面（様式自由）を上記 1 (6)へ郵送（必着）又は持参すること。

カ 説明を求めた者に対しては、電子メールにより、令和 5 年 6 月 23 日（金）までに回答する。あわせて、書面を郵送する。

(6) 企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリング

審査対象者に選定された者に対しては、企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する。

ア 日時 令和 5 年 6 月 26 日（月）のスポーツコミッション担当室が指定した時間

イ 場所 県庁別館 20 階ツナグオフィス

ウ 所要時間 1 者に対し 30 分程度（説明 15 分以内、質疑応答 15 分程度）とする。

※集合時間、場所等は、企画提案希望者各者にメールにて改めて通知する。

※プレゼンは企画提案書に加えて、ウェブサイトのデモ環境を見せながら説明することも可能とする。パソコン等の機材の持込みは可能だが、県で Wi-Fi 等の通信環境の用意はないため、各自用意すること。会場にある大型ディスプレイ（65 インチ）1 台を使用することは可能とする。追加資料の配布は認めない。

4 契約予定者の特定

(1) 契約予定者の特定

企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を別表 3 で評価し、最も評価点が高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価点が満点の 60%程度未満の場合を除く。また、評価点が最も高い者が複数存在した場合は、別表 3 の「2 特定テーマに対する提案」に係る評価点の合計が最も高い者を契約予定者とする。別表 3 の「2 特定テーマに対する提案」に関する評価点の合計が同点の場合は、当該者のくじ引きにより特定する。

(2) 契約予定者への通知

契約予定者として特定された者には、特定通知書により令和 5 年 6 月 27 日（火）までに通知する。

(3) 契約に係る協議

県は契約予定者と業務履行に必要な協議を令和 5 年 6 月 29 日（木）までに行い、協議が整った

場合は当該候補者から見積書を徴収し内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

なお、契約に当たっては、企画提案内容（参考見積書を含む）をもって契約するとは限らない。また、委託候補事業者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は上記「2 応募資格」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と協議を行う。

5 非特定に関する事項

- (1) 参加表明書及び企画提案書等を提出した者のうち、契約予定者として特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を、電子メールにより、令和5年6月27日（火）までに通知する。あわせて、書面を郵送する。
- (2) 非特定通知書を受けた者は、特定されなかった理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の説明を求める場合は、令和5年6月28日（水）までに書面（様式自由）を上記1(6)へ郵送（必着）又は持参すること。
- (4) 上記(3)で説明を求めた者に対しては、電子メールにより、令和5年6月30日（金）までに回答する。あわせて、書面を郵送する。

6 契約条件

- (1) 契約書の作成
契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。
- (2) 契約保証金
免除する。

7 その他

- (1) 企画提案は、1者につき1案とする。
- (2) 企画提案書等の作成、提出及びヒアリング等にかかる全ての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効とする。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。また、提出された企画提案書等は、契約予定者の特定以外に提案者に無断で使用しない。なお、特定された企画提案書等を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとする。
- (5) 企画提案書等提出後において、記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書等に記載した配置予定の担当者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者であるとの発注者の了解を得なければならない。

別表 1 参加表明の提出資料

提出資料	部数	内容に関する留意事項
参加表明書 (様式 1)	1 部	・代表者名を記名し、代表者印を押印のうえで提出すること。
会社概要書 (様式 2)	1 部	・会社概要が分かるパンフレット等を添付すること。

別表 2 企画提案書等の提出資料

提出資料	部数	内容に関する留意事項
企画提案書 ※様式 3 を参考に 作成すること。	11 部	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書には、業務目的を理解したうえで、本業務を実施するための実施方針や各提案における具体の手法等を記載する。 ・企画提案書には、次の項目を設けること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 実施方針等 (A 4 版 2 ページ以内又は A 3 版 1 ページ以内) 本業務の実施方針、実施体制、実施計画 (スケジュール) を必ず記載すること。 ② 提案内容 1 (A 4 版 2 ページ以内又は A 3 版 1 ページ以内) 企画提案説明書の第 4(2)①の「デザインコンセプトの提案」について記載すること。 ③ 提案内容 2 (A 4 版 2 ページ以内又は A 3 版 1 ページ以内) 企画提案説明書の第 4(3)の「WEB サイトの誘導施策の提案」について記載すること。 ・ページ番号を入れること。
業務の実施体制 (様式 4)	11 部	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を実施する者すべてについて、各者の関連業務実績と担当する役割分担を記載すること。
類似業務の実績 (様式 5)	11 部	<ul style="list-style-type: none"> ・国・地方公共団体、あるいはそれに類するものの「ホームページの作成・運営」又は、「SNS や動画当等を活用した地域の魅力情報発信」等の類似業務は、平成 30 年 4 月 1 日から参加表明書提出日までに完了している主な業務を記載し、3 件を上限とする。 ・類似業務を確認できる根拠資料として、別途、「契約書の写し」及び「作成したホームページのカラーコピー (抜粋)」等を提出すること。 ・実績がない場合でも、その旨を記載し、提出すること。
参考見積書 (様式自由)	11 部	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書は、業務内容及び企画提案書に記載した内容を踏まえて必要な経費を算出する。

(注意) 別表 2 の提出資料は、提案者が特定または推測できるような記載やロゴマークの使用を避けること。

別表 3 (審査項目・基準)

審査項目	審査基準	配点
1 実施方針等		
実施方針	本業務の趣旨、目的の理解度が高く、静岡県の実状や地域特性を十分に把握しているか。	15
実施体制	本業務を遂行するための十分な体制や人員、能力(実績)が確保されているか。	15
実施計画(スケジュール)	業務実施手順及び業務工程表の妥当性が高く、その内容が優れているか。	10
2 特定テーマに対する提案		
デザインコンセプトの提案	WEBサイトのコンセプトの提案内容は、着眼点が的確で、具体性があり、想定される利用者にとって魅力的でその内容が優れているか。	25
WEBサイトの誘導施策の提案	WEBサイト誘導施策の提案内容は、着眼点が的確で、具体性があり、戦略的でその内容が優れているか。	25
3 必要経費		
経費	参考見積書の積算は提案内容に見合った経費となっており、運営・保守管理費の低減策を具体的に考慮しているか。	10
合計		100